

(平成22年6月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	16 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで
③ 昭和39年4月から46年8月まで

申立期間①及び②については、叔母がA県B市で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料はすべて納付してくれていたため未納は無いはずである。

また、申立期間③の国民年金保険料は、自身で引き続き納付していた記憶が有る。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立期間は6か月と短期間であるとともに、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立期間の保険料は現年度納付が可能であり、国民年金に加入しながら、申立人の叔母が申立期間の保険料を納付しなかったとは考え難い。

一方、申立期間②について、申立人は、申立人の叔母がB市において、国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人は、戸籍の附票において、昭和38年5月にB市からC市D区に転居していることが確認できるが、特殊台帳に当該住所地は

記録されておらず、次の住所地である同市E区の住所地が記載され、「不在取消」の記載が有ることから、B市では、申立期間②当時、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認でき、申立人の叔母は申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立期間③について、申立人は、自身で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している特殊台帳において、申立人は、昭和39年4月1日に国民年金の強制被保険者資格を喪失し、46年9月30日に任意の資格により国民年金に再加入するまで国民年金に加入した記録は見当たらず、これは、オンライン記録とも一致することから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の叔母又は申立人が申立期間②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年10月から37年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から同年6月まで
② 平成10年4月から12年3月まで
③ 平成12年5月
④ 平成12年7月
⑤ 平成12年9月から同年12月まで

申立期間①については、夫がA県B町（現在は、C市）で二人分の国民年金保険料を納付してくれていたが、夫の分が納付済みで、私の分だけが未納となっている。申立期間②、③、④及び⑤については、D市役所内のE銀行で毎月、納付書により納付しており、平成11年分から13年分までの確定申告書の控えも有る。申立期間の保険料が未納になっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、C市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す「納」の押印が有ることが確認できる上、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫については納付済みであることを踏まえると、申立期間の保険料を納付していたものとみるのが相当である。

一方、申立期間②、③、④及び⑤について、申立人は、国民年金保険料を毎月、納付書により金融機関で納付しており、保険料額を記載したその確定申告書（控え）が有ると主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されていたことから、申立期間の保険料すべてが漏れるとは考え難い上、D市が保管している国民年金被保険者名簿でも未納とされていることが確認できる。

また、申立人が提出した平成11年分の確定申告書（控え）では、社会保険料控除額の内訳が不明である上、12年分の確定申告書（控え）には、当該年分の国民年金保険料年額に相当する金額が記載されているものの、12年6月分は、14年7月30日に過年度納付され、12年8月分は、14年9月9日に納付された12年7月分が、時効の完成により同年8月分に充当されたものであることを踏まえると、提出された確定申告書（控え）の記載額は申立内容を裏付けるものとみることができない。

さらに、申立人が申立期間②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年4月から62年12月まで
② 平成元年4月から2年8月まで

義母が亡くなった後は、夫に任せていたので、申立期間①及び②の国民年金保険料は夫が納付してくれていたはずである。夫も亡くなり確認のしようもないが、申立期間が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和62年4月から同年12月までについて、申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとしており、申立人の夫は当該期間の保険料を納付済みであることが確認できることから、申立人の夫が当該期間の保険料も納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間①のうち、昭和60年4月から62年3月までの期間及び申立期間②についても、申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立期間①のうち、昭和60年4月から62年3月までについては、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫も当該期間は未納であり、申立期間②については、申立人の夫は現年度納付していることが確認できるものの、申立人については、申立期間直後の平成2年9月から3年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況等を記録して

いる旧電算システムの備考欄に「納めて行く H 4. 10. 5 収納－H 2. 9～3. 3 月分」とされている記録とも一致することから、この時点から、一時中断していた保険料の納付を再開したものと考えられ、この時点では、申立期間②は既に時効により保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の夫又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年3月まで

会社を退職した昭和61年3月ごろ、妻が、A市B区役所で私の国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料を自身の分と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間及び平成4年2月を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和62年4月から63年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、同年4月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認でき、この時点で、当該期間の保険料は現年度納付が可能である上、申立人の保険料を自身の保険料と一緒に納付していたとする申立人の妻については、当該期間の保険料がすべて納付されていることが確認できることから、申立人の妻が、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和61年3月から62年3月までについては、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、当該期間の国民年金保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したと

の主張は無い。

また、申立人の妻又は申立人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から39年3月まで

私は、昭和36年4月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付していた。住所変更により、申立期間の納付記録が喪失したものであると思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、36年10月にA区において夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人夫婦は同年4月から8月までの保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。しかし、国民年金の加入手続を同年10月ごろに行いながら、同年8月までしか保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、当該期間は同区において現年度納付できることを踏まえると、申立人夫婦は当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までについて、申立人夫婦は37年3月5日にB区に転居していることが住民票により確認

でき、国民年金保険料を納付するには当該住所地で国民年金の住所移転の手続を行う必要が有るが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において当該期間は未納とされているとともに、申立人は、転居した際の国民年金の住所移転の手続については、よく覚えていないとしており、これらのことから、現年度保険料の納付が確認できる 39 年 4 月時点までは、同手続が行われなかったものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から39年3月まで

夫が、昭和36年4月ごろA区役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付してくれていた。住所変更により、申立期間の納付記録が喪失したと思われるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和36年9月から37年3月までについて、国民年金保険料納付の前提となる申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、36年10月にA区において夫婦連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立人夫婦は同年4月から8月までの保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。しかし、国民年金の加入手続を同年10月ごろに行いながら、同年8月までしか保険料を納付しなかった事情も見当たらない上、当該期間は同区において現年度納付できることを踏まえると、申立人夫婦は当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和37年4月から39年3月までについて、申

立人夫婦は 37 年 3 月 5 日に B 区に転居していることが住民票により確認でき、国民年金保険料を納付するには当該住所地で国民年金の住所移転の手続を行う必要が有るが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において当該期間は未納とされているとともに、申立人は、転居した際の国民年金の住所移転の手続については、よく覚えていないとしており、これらのことから、現年度保険料の納付が確認できる 39 年 4 月時点までは、同手続が行われなかったものと推認され、この時点では、当該期間の保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

また、申立人夫婦が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 9 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間のうち平成5年3月から8年9月までに係る標準報酬月額の記録を、5年3月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成6年6月から同年11月まで、7年1月から同年11月まで、8年9月から13年11月までの標準報酬月額については、6年6月及び同年7月は44万円、同年8月は50万円、同年9月から同年11月までは44万円、7年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は50万円、同年11月は47万円、8年9月は36万円、同年10月から13年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、平成6年6月から同年11月までの期間、7年1月から同年11月までの期間及び8年9月から13年11月までの期間について、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月27日から14年2月14日まで

私は、株式会社Aに申立期間勤務していたが、社会保険事務所の記録によると、これらすべての期間の標準報酬月額が、給料明細書及び源泉徴収票等に記載されている給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と大幅に相違しているため、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年3月から8年9月までについては、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、5年3月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円と記録されていたところ、同年5月8日付けで申立人を含む3名の標準報酬月額が減額されており、申立人の場合5年3月27日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人が保有している平成5年から8年までの給与明細書及び給与所得の源泉徴収票から訂正前の標準報酬月額に見合う額以上の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

また、申立人及び同僚は、「株式会社Aは、廃業の半年前から給与が遅れがちであった。」と供述しており、申立期間当時、同社において、厚生年金保険料等の滞納があったことがうかがえる。

さらに、株式会社Aに係る商業登記簿において、申立人は平成12年8月31日から同社の取締役就任していることが確認できるが、申立人は、「私は、自分が取締役に就任したことは承知していなかった。」と供述している。

加えて、複数の同僚は、「申立人は、工場の責任者ではあったが現場の従業員であった。社会保険手続は取締役である社長夫人が担当していた。」と供述していることから、申立人は社会保険事務そきゆうに關与しておらず、当該遡及訂正処理に關与していなかったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、平成8年5月8日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものと考え難く、申立人について5年3月27日にさかのぼって標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成5年3月から8年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、5年3月から7年9月までは41万円、同年10月から8年9月までは34万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

一方、申立期間のうち、平成6年6月から同年11月まで、7年1月から同年11月まで及び8年9月の期間について、申立人の所持する給与明細書における厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記

録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

また、平成8年10月から13年11月までについて、申立人の所持している給与明細書及び源泉徴収票から、オンライン記録の標準報酬月額に基づき計算された保険料額以上の保険料額を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人の所持している給与明細書の厚生年金保険料控除額及び源泉徴収票の社会保険料額から、平成6年6月及び同年7月は44万円、同年8月は50万円、同年9月から同年11月までは44万円、7年1月は47万円、同年2月は44万円、同年3月から同年7月までは47万円、同年8月は44万円、同年9月は47万円、同年10月は50万円、同年11月は47万円、8年9月は36万円、同年10月から13年7月までは34万円、同年8月及び同年9月は41万円、同年10月及び同年11月は36万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が申立期間の全期間にわたり一致していないことから、事業主は上記給与明細書及び源泉徴収票で確認できる給与額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出していないと認められ、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年2月14日までの期間については、当該期間の厚生年金保険料控除額を確認できる資料が無い上、株式会社Aは、同年4月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も亡くなっていることから、厚生年金保険の標準報酬月額の決定に関する資料等の存否は不明のため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、確認することはできない。

また、申立人は、「平成13年12月、14年1月及び同年2月は給与が全く支払われなかったため、B事業団から立替払を受けた。」旨供述していることから、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、当該期間について申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和25年10月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、26年8月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和25年10月から同年12月までは4,000円、26年1月から同年7月までは5,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年10月20日から26年8月31日まで
申立期間以前に、A株式会社に勤務していた関係で、同社からの依頼により、衣料切符の廃止に伴う残務整理のため、申立期間にB協議会で勤務した。健康保険証をもらい厚生年金保険料も払っていたので、申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する厚生年金手帳の厚生年金保険・船員保険の記録欄に、B協議会において、昭和25年10月20日から26年8月31日までの間、厚生年金保険被保険者であった旨の記載があることから、申立人は当該期間において同会に勤務していたことが認められる。

一方、今回の調査において、B協議会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が見付かり、同名簿において、昭和25年10月20日から26年8月31日までの期間について、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日で、基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の被保険者記録は申立人の記録で

あると考えられ、昭和 25 年 10 月 20 日に被保険者資格を取得し、26 年 8 月 31 日に喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額は、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている上記未統合の標準報酬月額の記録から、昭和 25 年 10 月から同年 12 月までは 4,000 円、26 年 1 月から同年 7 月までは 5,000 円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①において申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)C工場D部における資格喪失日に係る記録を昭和30年5月21日に、同社E工場F部における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

また、申立期間②において申立人の同社E工場F部における資格喪失日に係る記録を昭和32年5月2日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年5月2日から同年7月1日まで
② 昭和32年3月21日から同年5月2日まで

昭和27年3月から定年退職する平成6年4月までA株式会社に継続して勤務していたが、申立期間①及び②において厚生年金保険の加入記録が無い。私の所持する同事業所発行の人事記録には途切れた期間は無いので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する人事記録、G健康保険組合資格喪失証明書、同僚の供述及び雇用保険の加入記録等から判断すると、申立人が申立期間①及び②において同社に継続して勤務し(同社C工場D部から同社E工場F部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①における異動日について、A株式会社C工場D部に係る厚

生年金保険被保険者名簿に申立人の資格喪失日は昭和 30 年 5 月 21 日と記載されている上、同社 C 工場 D 部から同社 E 工場 F 部に異動した他の複数の同僚の供述により、申立人は同年 5 月 21 日に同社 C 工場 D 部から同社 E 工場 F 部に異動したことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 E 工場 F 部に係る昭和 30 年 7 月の社会保険事務所(当時)の記録から、1 万 2,000 円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所は昭和 30 年 7 月 1 日から適用事業所となっているが、その前は申立期間①を含めて適用事業所としての記録が無い。しかし、当該事業所の人事記録及び複数の同僚の供述によれば、当該事業所は申立期間①において 10 人以上の従業員を雇用していたことが確認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間①において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②における異動日について、当時の上司及び複数の同僚が「私は、申立人と一緒に、昭和 32 年 5 月 2 日に E 工場 F 部から H 部に転勤した。」と供述していることから、申立人の A 株式会社 E 工場 F 部における資格喪失日を同年 5 月 2 日とすることが妥当である。

なお、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 E 工場 F 部に係る昭和 32 年 2 月の社会保険事務所の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時の資料は残っていないので詳細は分からないが、当時、会社側で何らかの手続間違いがあったと思われる。」と回答していることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行ったことがうかがわれ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年6月から同年9月までの期間は50万円、同年10月から11年6月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

また、平成10年7月1日から同年11月1日までの期間については、申立人がその主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成10年7月1日から同年11月1日までの期間の上記訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月21日から11年7月31日まで

申立期間について、株式会社Aに勤務していたが、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間に係る標準報酬月額が実際に支払われていた給与額に比べて大幅に低い額となっている。当時の給与明細書を所持しているので、調査の上、実際に支払った保険料額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aにおける申立人に係るオンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成10年6月から同年9月までの期間は50万円、同年10月から11年6月までの期間は53万円と記録されていたところ、同年4月8日付けで、10年6月21日にさかのぼって9万2,000円に引き下げられている記録が、申立人の資格喪失日（平成11年7月31日）まで

継続していることが確認できる。

また、当該事業所に係るオンライン記録によると、複数の元役員及び元同僚についても、平成11年4月8日付けで、申立人と同様に標準報酬月額がさかのぼって9万2,000円に引き下げられている。

しかしながら、当該減額処理について、当該事業所の元代表取締役役に照会したが回答は無く、上記の複数の元役員及び元社会保険事務担当者に照会しても、申立人の標準報酬月額が減額されたことをうかがわせる回答は得られなかった。

また、当該事業所に係る滞納処分票により、申立期間当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

さらに、申立人は株式会社Aの取締役であったものの、「社会保険事務や経理には関与しておらず、標準報酬月額が引き下げられたことについては知らなかった。」と述べており、上記の複数の元役員及び元同僚にも照会したところ、いずれも申立人は社会保険事務に関与していなかった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、平成11年4月8日付けで行われた遡及訂正^{そきゅう}処理は事実^{じじつ}に即したものと^とは考え難く、申立人の標準報酬月額を10年6月21日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の同年6月から11年6月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、10年6月から同年9月までの期間は50万円、同年10月から11年6月までの期間は53万円に訂正することが必要である。

一方、申立期間のうち、平成10年7月1日から同年11月1日までの期間については、申立人が所持している給与明細書により、申立人は当該期間においてその主張する標準報酬月額（59万円）に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業所は既に廃業しており、上記の代表取締役にも連絡がとれず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない^{あきらかでない}と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を昭和60年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月31日から同年2月1日まで

株式会社Aに入社し、B株式会社で定年を迎えるまでグループ会社内で継続して勤務していた。しかし、申立期間について、株式会社Aでの厚生年金保険の資格喪失日が昭和60年1月31日、転勤先のB株式会社での資格取得日が同年2月1日となっている。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの工場長の回答書、同社が保管している賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人が同社及び関連会社のB株式会社において継続して勤務し（昭和60年2月1日に株式会社AからB株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和60年1月分の賃金台帳の保険料控除額から22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主はC健康保険組合に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び健康保険被保険者資格事項訂正届確認通知書の記載により保険料を納付したと回答しているが、これらの届出と同時に社会保険事

務所（当時）に同様の届出をしたことを確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、事業主が資格喪失日を昭和 60 年 2 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 1 月 31 日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後の納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月から53年3月まで

私は、国民年金の加入勸奨を何度か受けていたが、「最終のお知らせ」として払込期日と金額が書かれたはがきが届き、昭和53年9月22日に子供の手を引いてA区役所B支所へ行き、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は夫が用意してくれた36万円に不足分を銀行から引き出して、同支所の窓口で39万円弱の現金とはがきを渡して納付した。申立期間の保険料が未納となっているのには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年9月22日に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料39万円弱をA区役所B支所の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年1月にA区で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、特殊台帳において、手帳交付年月日が「54.1.26(初)」と記載されていることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、国庫金である特例納付及び過年度保険料を市町村の窓口で納付することはできず、申立内容とは符合しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚

姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1777

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年8月まで

私は、平成5年3月に会社を退職し、次の会社に就職するまでの申立期間については、通知が自宅に届いたため、同年11月ごろに国民年金の加入手続を行い、数回に分けて社会保険事務所（当時）の窓口で納付した記憶が有る。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、社会保険事務所の窓口で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を平成16年10月16日に喪失したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を初めて取得していることがオンライン記録により確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、上記の国民年金被保険者資格を取得後の平成17年5月2日に、16年10月から17年3月までの国民年金保険料を過年度納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏

名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年8月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から45年4月まで

工務店を開業した昭和47年ごろ、国民年金に加入し、申立期間の保険料をさかのぼって10万円余り納付した。さかのぼって納付した期間が11か月だけの記録になっているが、もっと長い期間を納付しているはずであるので、調査してほしい。

なお、当時の現金出納帳を提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年ごろに国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料は、その際、10万円余りをさかのぼって納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

なお、特殊台帳及び領収済通知書から、申立人は、昭和49年11月28日に、45年5月から48年3月までの35か月分（2万7,000円）の国民年金保険料を特例納付及び過年度納付していることが確認でき、申立人が国民年金に加入した上記の時点で、60歳まで保険料を納付しても老齢基礎年金の受給資格期間である25年を満たすことができないため、受給に必要な資格期間を満たすために不足する35か月分について特例納付及び過年度納付したものと推認される上、この保険料額は申立人が提出した現金出納帳に記載されている金額とも一致している。

また、上述の現金出納帳から申立期間に係る国民年金保険料の記載はうかがえず、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1779 (事案 565 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から平成元年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から平成元年 9 月まで
前回の第三者委員会の決定では、A 市に転居した昭和 48 年からの分を調べてもらっていないので、調べてもらいたい。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) 申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 7 年 4 月の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、特例納付が実施されていた時期でもないこと、ii) 申立期間は、B 県 C 市の電子記録及び A 市の国民年金収滞納リストにおいて申立人の国民年金被保険者記録は確認できず、申立期間当時は、国民年金に未加入期間となっていること、iii) 昭和 57 年度からは A 市 D 区で申立人の夫及び長女と併せて 3 人分の国民年金保険料を集金人に納付していたと主張しているが、同市における集金人制度は、同年度から原則廃止され、自主納付制度になっていることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 9 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の決定では A 市に転居した昭和 48 年からの分を調べてもらっていないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、上記のとおり、A 市が保管する国民年金収滞納リストにおいて、申立人の国民年金被保険者記録は確認できず、同市における集金人制度は昭和 57 年度から原則廃止されて自主納付制度になっていることなどから、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・

情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年7月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年7月から同年12月まで

私は、平成14年7月ごろ会社を退職してA県からB市に転居した際、国民健康保険については、加入手続を行い、同保険料を納付していることが確認できる預金通帳を所持しており、国民年金保険料については、その記載は無いものの、納付していたはずである。申立期間について未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年7月ごろ会社を退職してB市に転居した際、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人は、平成9年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金の被保険者資格を喪失し、その後、申立人が国民年金保険料の免除申請手続を行った18年1月27日まで国民年金に再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から49年3月まで
昭和36年4月ごろ、父親が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと思うので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月ごろ、申立人の父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号であり、国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であり、申立期間について、同手帳記号番号払出簿を調査したが、申立人に同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 1782 (事案 988 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年10月まで
申立期間の国民年金保険料については、毎月、納付書により銀行、郵便局又は社会保険事務所(当時)で確かに納付したので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、申立人の基礎年金番号は平成4年11月1日に厚生年金保険に加入したことにより付番された年金手帳記号番号であり、申立期間に係るA市在住時において申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき21年3月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、納付書により申立期間の国民年金保険料を納付していたとして再申立てを行っている。

しかしながら、今回の再申立てを受けて、申立期間に係る申立人の国民年金加入状況等を改めて調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、ほかに同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない上、申立人からは、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる新たな資料の提出も無いことから、再申立内容は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から46年9月まで
申立期間当時、私は家業を手伝っており、国民年金保険料については、父親が納付してくれたはずである。両親や兄は、申立期間の保険料は納付済みであるので、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、家業を手伝っており、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を申立人の兄と同様に納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年7月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人は、厚生年金保険の資格を喪失したことにより、このころ国民年金に加入し、同年4月1日付けで国民年金の被保険者資格を新規取得したものと推認できることから、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月 28 日から 49 年 11 月 20 日まで
私は、昭和 48 年 5 月 28 日から 49 年 11 月 20 日までの期間、A株式会社
に勤務していた。この期間について、厚生年金保険被保険者であったこ
とを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に照会したところ、「申立期間当時の人事記録等関係資料は既に破棄され、当時の状況を確認することができない。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務の実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

また、申立期間において、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている複数の元従業員に照会したが、申立人の氏名を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録によれば、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 48 年 11 月 1 日であり、同日より以前の期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

加えて、A株式会社は、「申立期間当時の厚生年金保険の加入に関する取扱いについて、試用期間及び研修期間等の一定期間は正社員としておらず、期間終了後に厚生年金保険に加入させている。」と回答している。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、

申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人の申立期間における雇用保険の加入記録を確認することはできない。

なお、A株式会社と同じ所在地で代表取締役が同一のB株式会社についてみると、同社は昭和44年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっている。そこで、申立期間当時、B株式会社に勤務していた複数の元従業員に照会したが、申立人の氏名を記憶しているものはおらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも申立人の氏名は記載されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 16 年ごろから 17 年 6 月 16 日まで
② 昭和 17 年 6 月 30 日から 19 年 1 月ごろまで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間当時にA株式会社の小荷物取扱所で勤務していた期間のうち、昭和 17 年 6 月 16 日から同年 6 月 30 日までの 1 か月間しか加入記録が無いことが分かった。申立期間については引き続き同事業所に勤務しており、加入記録が無いことは納得できない。申立期間について厚生年金保険加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A株式会社B支店に照会したところ、申立期間①当時の資料は保管されておらず、不明である旨の回答であり、当時の同僚に照会しても申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態等は確認できない。

また、申立人は昭和 16 年ごろから勤務していた旨を主張しているが、厚生年金保険料の徴収が実際に開始されたのは 17 年 6 月からであることから、それ以前の期間については制度上、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

申立期間②について、A株式会社C支店（現在は、A株式会社B支店）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された健康保険の加入記録から、申立人が昭和 17 年 6 月 16 日から 19 年 2 月 18 日まで勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A株式会社B支店によると、「当社には、申立期間当時の

人事記録や給与台帳等の資料が保管されていないため、申立人の厚生年金保険への加入状況や給与からの厚生年金保険料控除について不明である。」との回答であった。

また、申立期間②当時の従業員のうち、所在が判明した複数の元従業員に照会したが、申立人に係る勤務実態や申立期間②当時の厚生年金保険への加入状況について具体的な回答を得ることができなかった。

さらに、肉体労働者以外の一般の事務職員にまで厚生年金保険の適用範囲が拡大されたのは昭和 19 年 6 月からであり、申立人は事務職員であった旨を述べていることから、申立期間②当時については、申立人は厚生年金保険の適用対象者ではなかったと考えられる。

なお、申立人について昭和 17 年 6 月 16 日から同年 6 月 30 日まで当時の A 株式会社 C 支店における厚生年金保険の被保険者記録が確認できるが、20 名以上の従業員が申立人と同日付けで被保険者資格を取得し、喪失していることが確認できる。

上記の事情に関して、日本年金機構 D 事務センターに照会したところ、当該被保険者記録については、本来加入すべきでない肉体労働者以外の事務職員について事業主により加入手続が行われたものを社会保険事務所（当時）が誤って受け付け、直後に資格喪失手続が行われた結果、当該 1 か月間のみについて被保険者記録が残ったものと推察される旨回答している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 1 月 22 日から 61 年 3 月 31 日まで
私は、昭和 56 年 1 月 22 日から平成 4 年 4 月 24 日まで A 株式会社において勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日が昭和 61 年 4 月 1 日と記録されている。勤務当初、当該事業所は会社設立直後であり、適用事業所ではなかったかもしれないが、その後従業員数が増えたため、同年 4 月 1 日より早い時期に適用事業所になっていたはずなので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の事業主の供述及び法人登記簿の役員欄から、申立人が申立期間に当該事業所に常勤の取締役として勤務していたことは推認できる。

しかし、A 株式会社の事業主は、「当社が厚生年金保険の適用事業所になったのは昭和 61 年 4 月 1 日であり、それ以前に申立人を含む社員について、厚生年金保険料を給与から控除したことはなく、社会保険事務所に保険料を納めたこともない。また、適用事業所になる以前は、各個人で国民健康保険、国民年金に加入していた。」と供述しており、当時の同僚に照会しても、申立期間における厚生年金保険の適用について、具体的な供述を得ることはできなかった。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録から、当該事業所が昭和 61 年 4 月 1 日に適用事業所になったことが確認できる上、それ以前に厚生年金保険の被保険者となった者は確認できない。

さらに、申立人は、経理担当の取締役として申立人自身が厚生年金保険の資格取得届を届け出た記憶があるとしており、当該事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知及び標準報酬決定通知書」には、昭和 61 年 4 月 1 日付けで、申立人を含む 6 名が資格取得した旨が記載されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和32年11月1日から同年12月30日まで
厚生年金保険の加入期間を確認したところ、昭和32年11月から同年12月までのA所で勤務していた期間が空白になっていることが分かった。当該期間についてはパン製造職人として同社に勤務しており、申立期間について厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したと主張するA所は、申立人が供述する事業所所在地からB株式会社C工場であり、B株式会社の一部門であることが確認できる。

しかしながら、B株式会社C工場は昭和38年8月7日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、B株式会社に照会したところ、「申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、資料も保管していないことから不明である。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認できない。

また、申立期間当時勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立人について記憶している者はおらず、申立人の勤務実態について確認することができない。

さらに、B株式会社C工場及び関連会社であるB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も無く、申立期間における申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

なお、B株式会社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿におい

て、申立人は昭和 32 年 6 月 19 日に資格を取得し、同年 7 月 19 日に資格を喪失している旨の記録があるが、当該期間の標準報酬月額の記録については、有限会社Eにおける標準報酬月額に加算され、年金額に反映されている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 54 年 4 月 1 日から 55 年 8 月 26 日まで株式会社Aに勤務していたが、厚生年金保険の加入記録を照会したところ、54 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 1 日までの期間の加入記録が無い。

私は、上記期間に継続して株式会社Aに勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aに勤務していた同僚等の供述から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性はあるが、上記同僚等のうちの一人は、「私は、昭和 55 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月から株式会社Aに勤務したが、申立人とは同時期に入社した。」旨供述しており、申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用については確認できない。

また、申立期間当時の株式会社Aの事業主は、「当時の賃金台帳等の関連資料は保管されていないため、申立人に関する厚生年金保険料の控除及び納付については不明である。」と回答していることから、申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、申立人の株式会社Aにおける雇用保険の被保険者資格の取得日は昭和 55 年 5 月 1 日であり、当該事業所における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

加えて、B市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によれば、申

立期間は国民年金保険料の申請免除期間となっており、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていたとする申立人の主張とは合致しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年ごろから 36 年又は 40 年ごろまで
(A社又はB社)
② 昭和 36 年ごろから 42 年ごろまで
(C社又はD社)
③ 昭和 42 年ごろから 51 年ごろまで
(E社、F社、G社又はH社)

私は、①昭和 32 年ごろから 36 年 (又は 40 年) ごろまで建築関係の A 社又は B 社に、②36 年ごろから 42 年ごろまで染物の会社で、C 社又は D 社に、③42 年ごろから 51 年ごろまで E 社、F 社、G 社又は H 社に、勤務していた。厚生年金保険に加入していたと思うので、調査の上、当該期間を加入記録として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の娘 (長女) が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は A 社及び B 社の事業所名と I 市 J 区、K 区、L 区、M 区、N 区の 5 か所の所在地を主張しているところ、O 組合等に照会したが、該当する事業所は確認できず、申立事業所の特定はできない。

また、オンライン記録から類似の名称の適用事業所として P 社が存在したため、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の従業員に照会したが、申立人を記憶している者はなく、申立人の勤務実態について確認できない。

さらに、P社は平成18年7月に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明のため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

申立期間②については、C社及びD社の事業所名をQ組合等に照会したところ、株式会社Rの存在が判明し、当該事業所は申立期間②のうち昭和38年12月1日に適用事業所となっていることが確認できた。そのため当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の従業員に照会をした結果、申立人を記憶する複数の同僚がおり、勤務期間の特定はできないが、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立期間②当時の事業主は既に亡くなっており、現在の事業主は、「過去の厚生年金保険資格取得届、喪失届、月額算定届等及び退職者名簿を調べたが、申立人の名前は無い。当時私も現場の従業員であり、申立人の名前に記憶は有るが、短期間の勤務であったように思う。」と回答している。また、当該事業所の元同僚は、「申立人はS部で出来高払いの受取仕事だったと思うが、社会保険の取扱いについては不明である。」と回答しているため、申立期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、株式会社Rの健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間において申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号の欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間③については、申立人はE社、F社、G社又はH社がT市に所在していたと申し立てており、U連合会等に照会したが、該当する事業所は確認できず、申立事業所の特定はできない。

また、オンライン記録から、類似の名称の適用事業所として、I市N区に株式会社Vが存在し、同社の事業主及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から抽出した複数の従業員に照会したが、死亡又は所在不明等で申立人の勤務実態等について確認することはできない。

さらに、申立人は、「昭和42年ごろから51年ごろまで通勤することなく、自宅において会社から配達された依頼品に染物を描いていた。」と供述しており、当時の事業所についての記憶も不明確であり、申立期間③に係る事業所名を特定できず、当時の勤務実態を確認することはできない。

加えて、申立期間①、②及び③において、雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から同年 10 月 31 日まで
私は、A株式会社にて昭和 46 年 6 月 1 日から同年 12 月 28 日まで勤務したが、厚生年金保険の加入記録は同年 11 月 1 日から同年 12 月 28 日までとなっているので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している申立人（住所は、A株式会社社有寮）あての手紙の封筒に昭和 46 年 6 月 4 日及び同年 6 月 22 日の郵便局の消印があること及び雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間において同社に勤務していたことは認められる。

しかし、A株式会社を合併した後継会社であるB株式会社の現在の事業主に照会したところ、「A株式会社が独自に作成した社会保険被保険者台帳によると、申立人の厚生年金保険の資格取得日は昭和 46 年 11 月 1 日となっている。そのほか、関係書類は保管されていないので、厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している。

また、申立期間当時にA株式会社に勤務していた複数の元従業員に照会したところ、申立人について具体的に記憶している者はなく、申立期間における申立人の正確な勤務実態及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことについて確認できる資料及び供述を得ることができない。

さらに、上記従業員のうち3人は、「申立期間当時は試用期間があった。」と述べていることから、当時、A株式会社においては入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月 1 日から 33 年 10 月 26 日まで
私は、昭和 32 年 9 月 1 日から A 株式会社勤務し、取次店からクリーニングの品物をもってきて、出来上がればまた持って行く仕事(運転手)をしていた。正月に B 社長宅に呼ばれご馳走になったことを記憶している。当該事業所に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録がないので調査の上、加入期間に認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A 株式会社は、昭和 33 年 10 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分の期間については適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に亡くなり、当該事業主の妻は、「当時は会社の業務に携わっておらず、申立人についての事情は不明である。現在は事業内容が変わり、社員はおらず、書類もすべて処分している。」と回答している上、申立人が記憶している同僚等は所在が不明であり供述を得ることができず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人及び申立人が記憶していた同僚全員の氏名は記載されていない上、当該被保険者名簿の健康保険番号の欠番も無いため、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 1 月 8 日から 22 年 11 月 30 日まで
昭和 18 年 1 月 8 日から 22 年 11 月 30 日まで、A (製品名) の B 社 (略称 C) に勤務していたが、社会保険事務所 (当時) に照会したところ、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人の記憶する当時の事業主名が一致すること、及び元同僚の供述から、D 社 (現在は、有限会社 C) であると推認できるが、オンライン記録によれば、同社は申立期間において厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人が申立期間において同じ職場に勤務していたとする元同僚について、厚生年金保険の被保険者記録を調査したところ、当該事業所とは異なる E 有限会社 F 工場における加入記録が確認できることから、申立人は申立期間において、同社に勤務していたことが認められる。

なお、申立期間のうち、昭和 18 年 1 月 8 日から 19 年 5 月 31 日までの期間については、女子労働者が厚生年金保険の加入対象となったのは同年 6 月 1 日以降 (昭和 19 年 10 月から保険料の徴収が開始) であることから、申立人は、厚生年金保険の加入対象者ではない。

一方、申立期間のうち、昭和 19 年 6 月 1 日以降については、E 有限会社 F 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日が 10 日異なる、同年 6 月 1 日から 22 年 12 月 3 日までの期間

の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、上記被保険者の生年月日が申立人の生年月日どおりに訂正されていることが確認できる。これらのことから、E有限会社F工場に係る被保険者名簿の上記被保険者記録は、申立人の被保険者記録であると考えられる。

一方、厚生年金保険法の改正により、女子労働者の厚生年金保険料の徴収が開始されたのは、昭和19年10月1日以降であることから、申立人のE有限会社F工場における資格取得日は同年10月1日、資格喪失日は22年12月3日であると認められる。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、給付記録欄には、脱退手当金を支給したことを示す「脱手」と記されているほか、支給金額、資格期間等が記載されており、支給額に計算上の誤りは無い上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和23年2月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、E有限会社F工場の事業主は、申立人が同事業所において昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、22年12月3日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められるものの、当該期間に係る脱退手当金が支給されていることから、申立期間のうち、19年6月1日から22年11月30日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 30 日から 62 年 12 月 1 日まで
昭和 53 年 6 月 1 日から平成 4 年 11 月 21 日まで A 株式会社（その後、株式会社 B に名称変更）に引き続き勤務していたが、社会保険事務所（当時）の記録では、申立期間の厚生年金保険の記録が抜けている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入されたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について A 株式会社に勤務していたことは雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から確認できる。

しかしながら、A 株式会社に係るオンライン記録によると、同社は昭和 60 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、62 年 12 月 1 日に再度、厚生年金保険の新規適用事業所になっており、申立期間は適用事業所でないことが確認できる。

また、A 株式会社の元事業主は「当社は保険料を滞納していたので、昭和 60 年 11 月 30 日付けで厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に提出した。その後、滞納保険料を完納した 62 年 12 月 1 日付けで再度適用事業所となるまで、厚生年金保険には加入しておらず、給与から保険料控除もしていなかった。」と回答している。

さらに、申立人は申立期間において健康保険の任意継続被保険者であったことが確認でき、複数の元同僚からは、当時の厚生年金保険料の控除についての関連資料の提供及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から平成14年12月まで

私は、株式会社Aに勤務していたが、ねんきん定期便に係る年金加入記録には、申立期間について、当時、私が受けていた給与額に比べて標準報酬月額が低く記録されているので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん定期便の加入記録の標準報酬月額と申立人が所持する給料支払明細書に記載されている総支給額から、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

一方、給料支払明細書及び株式会社Aから提出された賃金台帳により、厚生年金保険料の控除額とオンライン記録の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額は一致していることが確認できる。

また、当該事業所は、「当時の資料は無いが、社会保険庁（当時）の記録どおりの標準報酬月額についての届出を行い、保険料を納付していたと思われる。」と回答していることから、申立人に係る厚生年金保険料を、オンライン記録の標準報酬月額に基づいて控除していたことがうかがえる。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1802

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 5 日から 17 年 10 月 1 日まで

私は、経理事務職として有限会社Aに勤務していた。当時の事業主からの指示により、標準報酬月額を最低額で設定し社会保険事務所（当時）に届出をした。支給されていた給与額に見合った標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

また、申立人が所持している平成 16 年 1 月から同年 12 月の給与明細書において、厚生年金保険料の控除額を基に計算した標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

さらに、平成 17 年 1 月から同年 9 月は、申立人は給与明細等の具体的資料を所持していないことから、実際の給与支給額及び保険料控除額については確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に

判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年ごろ
② 昭和 39 年 6 月 6 日から 41 年 5 月まで
③ 昭和 41 年 5 月から 43 年 11 月まで

申立期間①については、株式会社Aや株式会社Bに勤務していた。

申立期間②については、株式会社Cの厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和 39 年 6 月 6 日となっているが、41 年 5 月まで勤務していた。

申立期間③については、D株式会社に勤務していたが、同社の厚生年金保険加入期間は昭和 39 年 8 月 1 日から 40 年 3 月 31 日までとなっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、複数の同僚の供述から、申立人が申立期間の一部において、株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、株式会社Aは、申立期間当時の賃金台帳等関連資料を保管していないため、申立人に係る勤務期間及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない。

また、株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名が記載されておらず、健康保険整理番号は連続し欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、上記被保険者名簿において被保険者であった従業員は、「申立人

は臨時で雇用されていた。」「同社では入社後3か月の試用期間が有り、その間は厚生年金保険には加入していなかった。」と供述している。

一方、申立人は申立期間①において、株式会社Bに勤務していた旨主張しているが、同社は、「当社が保管する厚生年金資格取得者台帳に申立人の氏名は確認できず、申立期間当時の従業員台帳等を保管していない。」と回答している上、同社E支店において、申立期間当時の同僚に照会しても、「申立人を記憶していない。」と供述しており、申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、株式会社Bに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に資格を取得した者を確認したが、申立人の氏名が記載されておらず、健康保険整理番号は連続し欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和36年4月から国民年金に加入し、同年11月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、株式会社Cは、「申立期間当時の賃金台帳等関係資料を保管していない。」と回答している上、当時の代表取締役は既に亡くなっており、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に被保険者であった者に照会しても、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことを記憶している者はいないため、申立人に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、上記被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は、昭和36年12月1日及び39年6月6日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致しており、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人については、昭和39年8月1日から40年3月31日まで、D株式会社における厚生年金保険被保険者の記録が有り、申立期間②の一部と重複していることから、申立人の株式会社Cにおける勤務期間の特定ができない。

申立期間③について、申立人は、「D株式会社に、昭和41年5月から43年11月まで勤務していた。」と主張しているが、当該事業所は、オンライン記録によると、昭和41年6月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、登記簿によると、42年2月27日に解散していることから、申立期間において、当該事業所が事業を継続していたとは考え難く、申立人の同社における勤務実態が確認できない。

また、D株式会社の当時の代表取締役は亡くなっているため、申立人の勤務実態等を確認することができない上、複数の同僚は、「当該事業所が倒産

したため退職し、昭和 41 年 6 月 1 日に、厚生年金保険被保険者資格を喪失している。」と供述しており、申立人が同日以降に当該事業所において、引き続き勤務し、厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月31日から40年4月1日まで

A株式会社は、昭和39年9月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、40年4月ごろ、経営が厳しくなったため、事業主の了解を得て社員2人を連れてB市で事業を続けた。当該事業所の健康保険証はその後使用していたので、厚生年金保険も継続して加入していたはずである。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和39年10月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の所在は不明であるため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、申立人は「昭和40年4月ごろに、A株式会社の当時の事業主から経営が厳しく有線事業をやめると告げられたため、社員2人を連れて、C株式会社の孫請として事業を続けた。」と主張しているが、上記被保険者名簿によると、当時の厚生年金保険被保険者14人のうち、申立人を含めすべての被保険者が39年10月31日までに被保険者資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A株式会社の健康保険被保険者証を継続して使用していたので、厚生年金保険に加入していたはずである。」と主張しているが、上記被保険者名簿の申立人の欄には「証滅失届済」の押印が有ることから、

社会保険事務所(当時)が、当該事業所における厚生年金保険被保険者喪失届を受け付けた際、申立人の健康保険被保険者証が返却されなかったものと推認される。このことから、申立人は資格喪失後も当該被保険証を引き続き使用していたことがうかがわれ、当該被保険者証に記載された被扶養者療養給付記録をもって、申立人が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から 48 年 1 月 1 日まで

「ねんきん特別便」で、有限会社Aに勤務していた申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 48. 2. 26 B 社会保険事務所」、「48. 5. 14 小切手交付済」の押印及び「希望の受領場所」欄には、申立人の当時の住所地最寄りの「C 郵便局」の記載が有ることから、同郵便局において脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る有限会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱手 48. 4. 20」の押印が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和 48 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいわゆるうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1806（事案 806 及び事案 1473 の再々申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 8 月 16 日から 43 年 12 月 21 日まで
私は脱退手当金をもらっていない。当時、事業所には 1,500 人から 1,700 人が働いていたので、すべての人を調べてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前々回の申立てについては、i) 申立人の被保険者原票に脱退手当金が支給されていることを意味する「脱 A」の表示が有ること、ii) 脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 2 月 28 日に支給決定されていること、iii) 申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した年月日である「回答済 44. 2. 3」が記録されていること、iv) 昭和 36 年 4 月以降に脱退手当金の受給資格がある 51 人の支給記録を確認したところ、41 人が受給しており、その 41 人の支給記録をみると、39 人が資格喪失日から約 1 か月から 6 か月後に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求がなされたものと考えられることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 6 月 11 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、前回の申立てについては、申立人の、元勤務先の労務担当者から脱退手当金の受領について再調査してもらうよう助言を受けたとする再申立てを受けて、当該労務担当者に照会したところ、「一般的には、会社が脱退手当金について説明し、支給を希望する場合には手続を代行していたと思う

が、申立人について個別具体的には分からない。」としており、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる供述は得られないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年2月12日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人の再々申立内容は、前々回及び前回の申立内容と同様であり、当委員会の決定を変更すべき新たな資料・情報は見当たらず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。